

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…一

○東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………（会計管理局管理部会計企画課）…二

訓令

○東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程の一部改正……………（総務局人事部制度企画課）…三

告示

○令和三年度東京都補正予算の公表……………（財務局主計部議案課）…三

○令和三年東京都告示第四百八十一号（都税に係る徴収金の収納委託）の一部改正……………（主税局徴収部徴収指導課）…六

○東京都福祉住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…六

○都営住宅の廃止……………（同）…六

○都営住宅の使用料の変更……………（同）…七

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…一〇

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）…一〇

○令和三年東京都告示第五百七十三号（放置違反金の収納委託）の一部改正……………（警視庁）…二

告示（公）

○令和三年東京都公安委員会告示第百六十八号（情報通信技術を活用した行政の

推進等に関する規則第三条の規定に基づく電子情報処理組織を使用して行わせることができる手続等）の一部改正……………二

○令和三年東京都公安委員会告示第百七十号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第四条第四項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法）の一部改正……………二

○令和三年東京都公安委員会告示第百七十一号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第五条ただし書の規定による東京都公安委員会が別に定める方法）の一部改正……………三

規程（交）

○東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……………三

○東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程……………三

告示（水）

○令和三年東京都水道局告示第五号（収納事務の委託）の一部改正……………三

訓令（議）

○東京都議会議員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の廃止……………三

通達

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……………（東京都人事委員会）…四

正誤

○令和三年九月二十九日付東京都教育委員会訓令第二十二号……………五

○令和三年十月二十九日付東京都告示第千三百二十五号……………五

規則

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第三百二十四号

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(昭和四十六年東京都規則第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(認定及び支給に関する事務の委任)」に改め、同条第一項中「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項を削る。

第三条中「東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第六十四号)第九条第一項に規定する局長、都民安全推進本部長、住宅政策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、職員共済組合事務局長、教育長、行政委員会事務局長(監査事務局長を含む。)、議会議長」を「総務局長、病院経営本部長、中央卸売市場長、教育長」に改める。

第六条中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

第七条中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。

別表第二を削り、別表第一中「規定する職員」の下に「(職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)の適用を受ける職員(東京都学校経営支援センター)に勤務する職員及び都立学校に勤務する単純労働職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。)(を除く。)(を除く。)(を加え、

下水道局の職員	下水道局長
東京都議会議政局の職員	東京都議会議長
下水道局の職員	下水道局長

を
に改め、同表を別表とする。

附則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百二十五号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号ただし書中「旅費」の下に「及び児童手当」を、「(退職手当)の下に「及び児童手当」を加える。

第二十八条第三項第一号中「第二百三十一条の二第六項」を「第二百三十一条の二の三第一項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第三十七条の二の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第一項中「第二百三十一条の二第六項」を「第二百三十一条の二の三第一項」に、「指定代理納付者に歳入を納付せよう」を「指定納付受託者が歳入を納付しよう」に改め、

同条第二項中「指定代理納付者」を「地方自治法第二百三十一条の二の五第一項の規定により指定納付受託者」に改める。

第三十七条の三の表中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「及び」を、「住所又は事務所の」に改める。

第三十七条の四を削る。

第八十一条第二項中「(総務局に執行委任した旅費に関する事務を含む。)(を削り、「児童手当事務」の下に「(これらの事務のうち総務局に執行委任したものを含む。第四項において同じ。)(を加える。

第八十五条第一項第二号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附則

1 この規則は、令和四年一月四日から施行する。ただし、第六条第一項第一号ただし書及び第八十一条第二項の改正規定は、同月一日から施行する。

2 この規則による改正前の東京都会計事務規則(以下「旧規則」という。)(第三十七条の三の規定により、地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号)第六条による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者に係る指定の変更又は取消しの告示を行う場合については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

訓令

●東京都訓令第四十五号

3 旧規則第三十七条の四の規定による申出があった場合の承認については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。この場合において、同条中「政令第百五十七条の二第二項」とあるのは、「地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第七号）第四条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十七条の二第二項」と読み替えるものとする。

庁 中 一 般
支 業 所 庁 般
事 業 所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程（昭和六十一年東京都訓令第五十八号）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

第二条中「事務は」の下に、「総務局人事部総務事務センター運営担当課長が行うものとする。ただし、総務事務を集約する組織において行わない場合は」を加える。

第三条の見出し中「受給者台帳の作成」を「受給者情報の記録」に改め、同条第二条中「児童手当受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に、「作成し」を「記録し」に改める。

第八条中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。

第九条の表中「児童手当受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に改める。

別記三号様式(表中「児童手当・特別給付受給者台帳」を「児童手当・特別給付受給者情報」に改める。

附則

1 この訓令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第三条及び第八条の改正規

定、第九条の表並びに別記三号様式の改正規定並びに次項の規定は、同年六月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程別記三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第千五百十八号

令和三年十二月十五日東京都議会の議決を得た令和三年度の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

令和3年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和3年度東京都一般会計の補正予算(第17号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ104,661,996千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,124,081,300千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	3,614,432,779	73,953,864	3,688,386,643
	01 国庫負担金	222,758,891	580,500	223,339,391
	02 国庫補助金	3,375,164,435	73,373,364	3,448,537,799
11	繰入金	1,186,264,610	28,258,650	1,214,523,260
	03 基金繰入金	1,174,532,686	28,258,650	1,202,791,336
12	諸収入	367,876,910	2,449,482	370,326,392
	04 受託事業収入	69,630,471	2,449,482	72,079,953
歳 入 合 計		11,019,419,304	104,661,996	11,124,081,300

歳出

(単位 千円)

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
02 総務費		247,657,076	1,927	247,659,003
	05 区市町村振興費	126,216,188	1,927	126,218,115
04 生活文化費		28,022,000	7,441	28,029,441
	01 生活文化費	28,022,000	7,441	28,029,441
07 環境費		53,812,000	5,719,148	59,531,148
	02 環境保全費	41,031,000	5,719,148	46,750,148
08 福祉保健費		2,068,004,706	89,433,486	2,157,438,192
	02 医療政策費	54,891,192	28,793	54,919,985
	03 保健政策費	334,672,206	31,748	334,703,954
	04 生活福祉費	158,774,208	228,771	159,002,979
	05 高齢社会対策費	225,058,943	7,500	225,066,443
	06 少子社会対策費	326,140,526	7,156	326,147,682
	07 障害者施策推進費	203,328,443	21,610	203,350,053
	08 健康安全費	678,253,206	89,107,908	767,361,114
09 産業労働費		3,281,440,046	9,440,486	3,290,880,532

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
	03 商工業振興費	552,660,643	9,281,820	561,942,463
	04 農林水産費	21,234,000	21,300	21,255,300
	05 労働費	49,028,513	137,366	49,165,879
11 港湾費		108,920,040	13,140	108,933,180
	03 島しょ等港湾整備費	25,068,040	13,140	25,081,180
12 教育費		864,801,000	46,368	864,847,368
	07 教育指導奨励費	25,939,000	46,368	25,985,368
歳 出 合 計		11,019,419,304	104,661,996	11,124,081,300

●東京都告示第千五百十九号

令和三年東京都告示第四百八十一号(都税に係る徴収金の収納委託)の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

表 国分グローブサーブチェイン株式会社
中央区日本橋一丁目一番一号
の項を削る。

附 則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

●東京都告示第千五百二十号

次の東京都福祉住宅を廃止したので、東京都福祉住宅条例施行規則(昭和三十五年東京都規則第八十六号)第一条

第一項の規定により告示する。

令和三年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置
平井仲町民生アパート 葛飾区新小岩一丁目十五番

構造及び規模 戸数
中層耐火 二七・五平方メートル 一五戸

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第千五百二十一号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。
令和三年十二月二十八日

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
文花一丁目アパート (33、34号棟)	墨田区文花一丁目五番	中層耐火 三七・〇平方メートル	五〇戸
南砂三丁目アパート (8、9、10号棟)	江東区南砂三丁目十一番	同右	一二〇戸
前野町六丁目アパート (1号棟)	板橋区前野町六丁目三十一番	五一・〇平方メートル	一五戸
前野町六丁目アパート (14号棟)	板橋区前野町六丁目三十六番	四二・三平方メートル	一二戸
前野町六丁目アパート (15号棟)	同右	三九・〇平方メートル	九戸
本木町第3アパート (4、5、6、7、8号棟)	足立区扇一丁目五十四番	同右	一三四戸
江北二丁目アパート (1号棟)	足立区江北二丁目二十七番	同右	三〇戸
平井仲町アパート (2号棟)	葛飾区新小岩一丁目十五番	同右	一二戸
東四ツ木アパート (1号棟)	葛飾区東四ツ木一丁目十三番	同右	四〇戸

●東京都告示第千五百二十二号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
 三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
 ように変更し、令和四年一月一日から実施するので、同条
 第三項の規定により告示する。
 令和三年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（10号棟）	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	49,800
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート（1号棟）	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	91,900
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート（1号棟）	港区南麻布4-3	34.8	1	30,500	85,400
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（2号棟）	港区芝5-18	42.2	1	40,300	78,800
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（2号棟）	港区芝5-18	42.2	1	40,900	78,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（21号棟）	新宿区戸山2-21	38.8	1	32,700	68,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（29号棟）	新宿区戸山2-29	38.8	1	32,600	67,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（30号棟）	新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	77,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（33号棟）	新宿区戸山2-33	40.1	1	33,300	77,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（35号棟）	新宿区戸山2-35	40.1	2	34,200	72,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（28号棟）	新宿区戸山2-28	43.3	2	37,100	70,000
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート（15号棟）	文京区本郷1-35	37.3	1	33,200	61,800
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート（1-2-10号棟）	台東区下谷1-2	35.4	4	28,300	37,700
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区立花1-27	42.2	1	29,800	50,400
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（1号棟）	墨田区立花6-8	55.9	2	40,600	71,700
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（2号棟）	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	71,700
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート（1号棟）	墨田区八広5-10	55.9	1	40,200	72,900
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート（11号棟）	江東区亀戸7-57	36.2	1	28,800	41,800
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（8号棟）	江東区亀戸7-57	34.3	1	27,700	46,100
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート（2号棟）	江東区大島8-42	33.7	1	26,700	31,200
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート（14号棟）	江東区越中島3-2	37.8	1	30,500	39,200
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（5号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	38,900
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート（3号棟）	江東区東雲1-8	34.3	1	27,600	48,100
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート（2号棟）	江東区北砂1-3	42.0	1	33,600	52,800
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート（3号棟）	江東区東雲2-4	51.2	2	42,500	79,800
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート（6号棟）	品川区東品川3-32	34.3	1	29,900	43,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（4号棟）	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	92,900
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（49号棟）	品川区八潮5-10	59.5	1	52,400	95,100
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（15号棟）	大田区矢口2-21	32.9	2	26,000	35,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（16号棟）	大田区矢口2-21	36.5	1	28,800	38,000
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（2号棟）	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	81,900
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（3号棟）	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	81,900

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	3	49,900	81,900
一般都営	中層耐火	弦巻三丁目アパート(14号棟)	世田谷区弦巻3-10	59.6	1	51,100	118,700
一般都営	中層耐火	笹塚三丁目アパート(2号棟)	渋谷区笹塚3-4	39.0	2	33,100	79,600
一般都営	中層耐火	中野本町五丁目アパート(1号棟)	中野区本町5-8	39.0	1	28,500	63,300
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	2	28,000	43,400
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	54,700
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	2	31,100	50,800
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(3号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	70,100
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(6号棟)	北区浮間1-5	55.9	2	44,600	75,800
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(2号棟)	北区浮間2-26	51.0	1	41,300	75,100
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)	北区滝野川3-75	37.3	1	29,500	55,500
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)	北区滝野川3-80	42.2	1	33,500	49,000
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(11号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	45,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(3号棟)	北区赤羽北3-9	51.0	1	40,900	71,900
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(9号棟)	北区赤羽北3-14	51.0	1	41,300	72,700
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(13号棟)	荒川区東日暮里1-17	37.9	1	27,100	42,600
一般都営	中層耐火	東日暮里一丁目アパート(20号棟)	荒川区東日暮里1-17	36.4	1	25,900	33,200
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(21号棟)	荒川区東日暮里1-17	34.3	2	24,500	39,900
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	51,800
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(21号棟)	荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,400	74,000
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,500	34,700
一般都営	中層耐火	板橋本町アパート(2号棟)	板橋区本町8-2	36.4	1	26,800	52,900
一般都営	中層耐火	前野町二丁目アパート(6号棟)	板橋区前野町2-26	62.1	1	47,500	85,800
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,100	69,100
一般都営	中層耐火	石神井町八丁目アパート(6号棟)	練馬区石神井町8-1	55.8	1	44,600	90,600
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(7号棟)	練馬区北町8-29	61.5	2	49,000	96,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(40号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,200
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-1号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	101,500
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	101,500
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(5号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,500	75,700
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(3号棟)	足立区中央本町5-17	55.9	1	40,800	72,000
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート(1号棟)	足立区西保木間3-18	55.9	1	40,000	61,000

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(10号棟)	足立区西保木間3-11	42.2	1	29,400	46,400
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間3-14	51.2	1	36,400	61,200
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(1号棟)	足立区西保木間1-2	55.9	1	41,000	71,500
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート(1号棟)	足立区島根4-29	59.6	1	43,800	78,400
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(3号棟)	足立区弘道2-16	55.9	1	41,000	72,000
一般都営	中層耐火	第1保木間アパート(4号棟)	足立区保木間1-24	33.4	1	22,600	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(3号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,400	34,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(14号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,400	34,800
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,300	41,700
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	1	25,900	40,000
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	1	25,700	38,900
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(5号棟)	足立区伊興1-8	36.4	1	25,000	42,700
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,400	30,500
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(2号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,000
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,400	40,100
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(6号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,000
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(14号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,400	38,700
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(15号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,400	38,700
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,500	42,600
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	43,100
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	43,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(8号棟)	足立区花畑8-4	41.7	1	28,100	40,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(22号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	25,800	37,400
一般都営	中層耐火	平野三丁目第2アパート(5号棟)	足立区平野3-14	51.0	1	36,200	57,300
一般都営	中層耐火	西亀有三丁目第2アパート(11号棟)	葛飾区西亀有3-9	61.5	1	46,800	87,500
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,800
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(13号棟)	江戸川区西瑞江4-25	51.0	1	39,700	61,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	77,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	84,600
一般都営	中層耐火	立川松中アパート(16号棟)	立川市一番町5-8-5	35.7	1	17,100	30,800
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(55号棟)	立川市富士見町6-55	52.4	1	29,600	52,300
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(56号棟)	立川市富士見町6-56	52.4	1	29,000	52,300

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート (51号棟)	立川市富士見町6-61	50.9	1	27,700	55,900
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート (3号棟)	立川市柴崎町6-3	60.9	1	35,300	70,500
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート (3号棟)	三鷹市上連雀7-19	39.0	1	27,300	58,300
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート (1号棟)	三鷹市中原4-17	42.3	1	29,900	48,000
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート (1号棟)	府中市栄町1-20	55.9	1	32,500	72,600
一般都営	中層耐火	調布柴崎二丁目アパート (1号棟)	調布市柴崎2-7-1	55.9	1	32,600	74,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (6号棟)	調布市国領町8-1-35	53.5	1	31,900	77,500
一般都営	中層耐火	佐須町アパート (1号棟)	調布市佐須町4-1-1	55.9	1	35,200	81,100
一般都営	中層耐火	佐須町アパート (3号棟)	調布市佐須町4-1-1	62.1	1	39,100	90,200
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (3号棟)	調布市染地3-3-1	48.1	2	27,900	62,800
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (6号棟)	調布市染地3-3-1	55.9	1	32,400	72,900
一般都営	中層耐火	町田金森アパート (1号棟)	町田市金森7-6	36.4	1	17,700	34,600
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (3号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	58,300
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (4号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	58,300
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (18号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	58,300
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート (3号棟)	爽村山市秋津町5-1	61.3	1	37,100	76,500
一般都営	中層耐火	矢川北アパート (11号棟)	国立市富士見台4-17	35.7	1	17,400	40,700
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート (3号棟)	西東京市緑町3-8	55.9	1	35,100	76,300
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (4号棟)	西東京市南町3-23	61.3	1	38,900	89,300
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート (14号棟)	西東京市向台町3-10	51.0	1	29,800	64,600
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート (1号棟)	西東京市柳沢2-15	62.1	1	38,300	84,000
一般都営	中層耐火	東伏見二丁目アパート (16号棟)	西東京市東伏見2-3	61.5	1	40,400	91,500
一般都営	高層耐火	柳沢一丁目アパート (3号棟)	西東京市柳沢1-15	61.5	1	41,000	93,900
一般都営	中層耐火	東野川二丁目アパート (1号棟)	狛江市東野川2-17	62.1	1	39,700	90,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート (2号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート (14号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート (17号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート (34号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	43,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート (38号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	43,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート (41号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート (44号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	46,300
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート (3号棟)	清瀬市松山3-14	56.8	1	32,700	66,400

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-5号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-7号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-1号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地 (3-5-5号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	33,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (3-4-1号棟)	多摩市愛宕3-4-1	40.1	1	19,200	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地 (6-1-3号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	1	25,800	38,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (5-1-1号棟)	多摩市貝取5-1	55.9	1	29,300	51,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (2-4-2号棟)	多摩市貝取2-4	55.9	1	29,800	52,000
一般都営	中層耐火	瑞穂アパート (34号棟)	瑞穂町むさし野1-5	36.4	1	16,000	30,800

●東京都告示第千五百二十三号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。
 令和三年十二月二十八日
 東京都知事 小 池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
久我山一丁目第2アパート(6号棟)	杉並区久我山一丁目八番	高層耐火	三〇・六平方メートル	三〇、一〇〇円	八二、九〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	三五、一〇〇円	九六、八〇〇円
同右	同右	同右	四七・九平方メートル	四一、六〇〇円	一一四、八〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	四一、五〇〇円	一一四、九〇〇円
同右	同右	同右	五七・四平方メートル	四九、九〇〇円	一三七、五〇〇円
久我山一丁目第2アパート(7号棟)	同右	同右	三四・六平方メートル	三〇、一〇〇円	八二、九〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	三五、一〇〇円	九六、八〇〇円
同右	同右	中層耐火	四七・九平方メートル	四一、六〇〇円	一一四、八〇〇円
同右	同右	高層耐火	同右	同右	同右
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	四一、五〇〇円	一一四、九〇〇円
同右	同右	同右	五七・四平方メートル	四九、九〇〇円	一三七、六〇〇円

●東京都告示第千五百二十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和四年一月一日から実施するので、同条例第三条第三項の

規定により告示する。

令和三年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート (1号棟)	新宿区富久町22-24	37.5	3	31,400
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート (15号棟)	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	高層耐火	白鬚東アパート (17号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,700
改良	高層耐火	白鬚東アパート (18号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	2	45,700
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (5号棟)	北区赤羽西5-11	37.3	1	29,000
改良	中層耐火	六月二丁目第2アパート (6号棟)	足立区六月2-29	48.1	1	35,000
改良	中層耐火	東和アパート (2号棟)	足立区東和2-6	32.6	1	22,100
再開発	高層耐火	西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300

●東京都告示第千五百二十五号

令和三年東京都告示第五百七十三号 (放置違反金の収納委託) の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

表 国分グローサーサービスチェーン株式会社 の項を削る。
中央区日本橋一丁目一番一号

附 則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第370号

令和三年東京都公安委員会告示第168号 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第3条の規定に基づく電子情報処理組織を使用して行わせることができる手続等) の一部を次のように改正し、令和四年一月四日から施行する。

令和三年12月28日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

表中

道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第16条第2項及び第3項

道路交通法 (昭和35年法律

第45条第1項

第105号)

第19条の5

第74条の3第5項

第78条第1項、第4項及び第5項

道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)

第5条第1項

第8条第1項

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成28年法律第9号)

第10条第3項

警備業法 (昭和47年法律第117号)

第10条第1項

第16条第2項及び第3項

第17条第2項

改める。

●東京都公安委員会告示第371号

令和三年東京都公安委員会告示第170号 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第4項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法) の一部を次のように改正し、令和四年一月四日から施行する。

令和三年12月28日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

別表第1中

道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第16条第2項及び第3項

を

に

117号)

3項

道路交通法（昭和35年法律第105号）	第45条第1項	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
	第49条の5		第16条第2項及び第3項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第74条の3第5項	警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項
	第78条第1項、第4項及び第5項		第17条第2項

に

改める。

●東京都公安委員会告示第372号

令和3年東京都公安委員会告示第171号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第5条ただし書の規定による東京都公安委員会が別に定める方法）の一部を次のように改正し、令和4年1月4日から施行する。

令和3年12月28日

東京都公安委員会

委員長 山口

別表中

道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項及び第3項

を

道路交通法（昭和35年法律第105号）	第45条第1項	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
	第49条の5		第16条第2項及び第3項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第74条の3第5項	警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項
	第78条第1項、第4項及び第5項		第17条第2項

に

改める。

規程（交）

●交通局規程第六十七号

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

東京都交通局長 内藤

淳

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局自動車営業所処務規程（昭和二十七年交通局規程第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表東京都交通局北自動車営業所の項中「里第四十八号系統」を削る。

附則

この規程は、令和四年一月四日から施行する。

●交通局規程第六十八号

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

東京都交通局長 内藤

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程

規程

東京都交通局会計事務規程（昭和三十年交通局規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条中「第二百三十一条の二第六項の規定による指定をした者（以下「指定代理納付者」という。）による納付を承認したときは、当該指定代理納付者」を「第二百三十一条の二の二第二号に該当するときににおける同条の規定により納付の委託を受けた指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定する者をいう。）による納付による収納をする場合は、当該指定納付受託者」に改める。

第三百三十一条中「及び」を「及び」に、「七日」を

「十八日」に改める。

附則

- 1 この規程は、令和四年一月四日から施行する。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第六条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者による納付の方法に係るこの規程による改正前の東京都交通局会計事務規程第四十六条の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

告 示（水）

●東京都水道局告示第八号

令和三年東京都水道局告示第五号（収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十八日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方の表国分グローサーズチェーン株式会社の項を削る。

附則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

訓 令（議）

●東京都議会議長訓令第七号

東京都議会議政局

東京都議会議政局職員に対する児童手当の認定及び支給

に関する事務取扱規程（昭和四十六年東京都議会議長訓令甲第四号）は、廃止する。

令和三年十二月二十八日

東京都議会議長 三宅 しげき

附則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。

通 達

3人委任第135号
令和3年12月28日

各任命権者 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 伸

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、令和4年4月1日以降これにより実施してください。

記

第11条関係を次のように改める。

第11条関係（初任給基準表の適用方法）

1 この条の「同表において別に定める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 行政職給料表(一)初任給基準表の備考第1項に規定する場合

(2) 医療職給料表(三)初任給基準表の学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」の区分の場合

2 臨時的任用により新たに職員となつた者に対するこの条の規定の適用に当たり、試験（選考）欄の区分は、その者の職種において基準学歴が最も下位となる試験（選考）の区分とする。また、別表第1を適用する場合においても同様とする。

例えば、職種事務に臨時的任用された場合、行政職

給料表(一)初任給基準表の試験（選考）欄の「Ⅲ類」の区分とし、別表第1備考3に定める号給を初任給の加算限度号給とする。

正 誤

○令和三年九月二十九日付東京都教育委員会訓令第二十二号

ページ一段一行一 誤 正

五上 後から七 経営企画課長又 第二条に定める
は経営企画室長者

○令和三年十月二十九日付東京都告示第千三百二十五号

ページ一段一行一 誤 正

一九二下 八 並びに 一 並びに

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

